

新型コロナウイルス感染症 クリチバ市による警報レベルの引き上げ

2020年9月5日

〈ポイント〉

4日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報レベルを一段階強化し、レベル2（オレンジ）とする政令を発表しました。

〈本文〉

●4日、クリチバ市は新型コロナウイルス感染症に関する警報レベルを一段階強化し、レベル2（オレンジ）とする政令を発表しました（9月7日から14日間有効）。

●同政令によって適用される制限措置の主な点は以下のとおりです。

1 実施・営業不可な活動、閉鎖されるもの

- ・エンターテインメント、パーティーイベント実施のための施設（コンサート、サーカス、演劇、映画館など）
- ・見本市や大規模な会議・学会を実施するための施設
- ・バーや関連する活動

2 営業可能時間・曜日が制限されているもの

- ・一般商店： 10時～20時（月～土）、日曜日はデリバリー形式のみ。
- ・一般事務職： 時間制限なし（月～土）。日曜日は営業不可。
- ・スポーツジム： 時間制限なし（月～土）。日曜日は営業不可。
- ・美容院、理髪店、エステ： 時間制限なし（月～土）。日曜日は営業不可。
- ・ショッピングセンター： 12時～22時（月～土）、日曜日はデリバリー形式のみ。
- ・レストラン、軽食堂： 23時まで（月～土）、日曜日はデリバリーかドライブスルー形式のみ。
 - ・パン屋： 23時まで（月～土）、6時～18時まで（日曜日、持ち帰りのみ）。
 - ・スーパーマーケット： 時間制限なし（月～土）、日曜日は営業不可。
 - ・屋外市場（フェイラ）： 月～土のみ。日は実施不可。

3 定員50%までであれば実施可能な活動

- ・ホテルなどの宿泊業。
- ・市内バス。

4 公園については個人での運動をマスク着用の上でのみ利用可とする。

●上述規制内容については、随時変更される可能性もあります。最新情報については、以下のクリチバ市のウェブサイトからご確認ください。

※クリチバ市新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト

<https://coronavirus.curitiba.pr.gov.br/>

<https://www.curitiba.pr.gov.br/noticias/decretos-amparam-medidas-de-combate-ao-coronavirus/55390>

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp